京都大学における教育プログラムの教育課程の編成、実施体制等の基準及びプログラム修了証に関する規程新旧対照表

(前 略) (修了要件) 第4条 博士プログラムは、当該博士プログラム 修了の学修上の要件を定め、プログラムを履修 する学生の募集に際してはそれをあらかじめ 周知しなければならない。

正

前

改

2 博士プログラムの修了要件は、当該博士プログラムを5年以上の期間履修し、当該博士プログラムが定める学修上の要件を満たすこととする。ただし、医学研究科医学専攻及び薬学研究科薬学専攻に所属する学生が博士プログラムを履修する場合の履修期間は4年以上とする。

- 3 前項に定める履修期間は、当該博士プログラムが定めるところにより博士課程の修業期間の途中からプログラムを履修させたとき又は優れた研究業績を挙げたことにより博士課程を標準修業年より早期に修了する場合であって当該博士プログラムにおいても優れた研究業績を挙げたことが認められるときは、3年以上の履修をもって足りるものとすることができる。
- 4 博士プログラムが、第1項の博士プログラム 修了の学修上の要件及び前2項の修了要件(期間短縮修了を含む。以下この項において同じ。) を定めるに際しては、事前に大学院横断教育プログラム推進センターにおいて当該博士プログラムの教育上の目的との適合性等を確認するものとする。なお、学修上の要件及び修了要件を変更する場合についても同様とする。

(中略)

(教育課程の編成及び自己点検評価)

第10条の7 大学院教育支援機構が実施する それぞれの教育コース(以下「機構教育コース」 という。)は、京都大学大学院教育支援機構規程(令和3年達示第49号)第2条第1号の定 めに基づき大学院教育支援機構(以下「機構」 という。)が実施する大学院における共通・横 (修了要件)

改

正

後

第4条

2

- (同 左)

3

4 博士プログラムが、第1項の博士プログラム 修了の学修上の要件及び前2項の修了要件(期間短縮修了を含む。以下この項において同じ。) を定めるに際しては、事前に大学院教育支援機 構(以下「機構」という。) において当該博士 プログラムの教育上の目的との適合性等を確 認するものとする。なお、学修上の要件及び修 了要件を変更する場合についても同様とする。

(教育課程の編成及び自己点検評価)

第10条の7 機構が実施するそれぞれの教育 コース(以下「機構教育コース」という。)は、 京都大学大学院教育支援機構規程(令和3年達 示第49号)第2条第1号の定めに基づき機構 が実施する大学院における共通・横断教育のう ちから、機構が指定する科目を体系的に履修す 断教育のうちから、機構が指定する科目を体系的に履修するとともに、機構が指定するキャリア形成に係るセミナー、ワークショップ、インターンシップ等に参加することをもって構成する。

正

前

2 (略)

(後 略)

改

改 正 後

るとともに、機構が指定するキャリア形成に係るセミナー、ワークショップ、インターンシップ等に参加することをもって構成する。

2 (同 左)

附 則(令和7年達示第25号) この規程は、令和7年3月25日から施行し、 令和4年4月1日から適用する。